

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 公 告

ページ

- 地区計画の変更原案の縦覧【建築都市局計画部都市計画課】

2

北九州市公告第 8 5 1 号

地区計画の変更案を作成しようとするので、北九州市地区計画等の案の作成
手続に関する条例（昭和 5 9 年北九州市条例第 3 4 号）第 2 条の規定により次
のとおり公告し、当該地区計画の変更原案を公衆の縦覧に供する。

なお、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 6 条第 2 項に規定する
者は、当該地区計画の変更原案について、縦覧の期間満了の日の翌日から起算
して 1 週間を経過する日までに、北九州市長に意見書を提出することができる

。

平成 2 9 年 1 2 月 1 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

名 称	区 域
曽根地区地区計画	北九州市小倉南区下曽根二丁目及び曽根北町地内

3 都市計画の変更原案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

4 縦覧期間

平成 2 9 年 1 2 月 1 8 日から平成 3 0 年 1 月 5 日まで（日曜日及び土曜日
並びに平成 2 9 年 1 2 月 2 9 日から平成 3 0 年 1 月 3 日までの日を除く。）
の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

5 意見書の提出要領

当該地区計画の変更原案についての意見をできるだけ具体的に記載した文
書を、平成 3 0 年 1 月 1 2 日までに上記縦覧場所に到着するように提出する
こと。